第13号様式(第11条第3項関係)

第　　　号

年　　月　　日

審査請求に対する裁決通知書

　　　　　　　　　　　　様

国立大学法人長岡技術科学大学　　　　　　　　　　印

　　　　　年　　月　　日付けで審査請求のありました件については、次のとおり裁決しましたので、通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 審査請求のあった法人文書の名称 | 　 |
| 審査請求に対する裁決 | 　 |
| 審査請求に対する裁決の理由 | 　 |

　この裁決の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この裁決があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人長岡技術科学大学を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

＊　不明な点がある場合には、情報開示室(TEL　　　　　　　　　　　　)にご連絡ください。